平成２３年（フ）第６号
広島市中区江波西１丁目33番１―501号
債務者　中本登貴子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5043番地の10
債務者　原田　久義
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
広島県安芸郡海田町畝１丁目９番５号
債務者　澤田　明子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４号
広島市安佐南区祇園１丁目27番12―203号
債務者　大西　幸子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
広島県東広島市安芸津町小松原357番地20
債務者　定兼香留夫
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
広島市佐伯区五日市中央７丁目15番10号
債務者　砂田トミエ（旧姓檜皮）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００３号
福岡市西区大町団地17番504号
債務者　古川　美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５３６号
福岡市東区筥松４丁目４番２―404号
債務者　高瀬　久枝
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４０号
福岡県朝倉市堤1628番地本石コーポ208号
債務者　池田　哲司
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６１号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目88番地フェリス101号
債務者　佐藤　　鼓（旧姓高原）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００５号
福岡県春日市弥生７丁目73番地グリーンヒル弥生102号
債務者　末廣　　東
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００６号
福岡県春日市弥生７丁目73番地グリーンヒル弥生102号
債務者　末廣　康子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１１２号
福岡市中央区今泉２丁目４番24―701号
債務者　畑井　　香
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６９号
福岡市南区弥永団地51番105号
債務者　厚石　優子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７９号
福岡市早良区原団地13番205号
債務者　梶山　輝昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８０号
福岡市早良区原団地13番205号
債務者　梶山　節子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒221番地138
債務者　野村　康司
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８５号
福岡県古賀市小竹123―３福崎方、住民票上の住所福岡県朝倉市屋永2833番地１
債務者　加峰　幹也
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部